

第二十六回国会 衆議院 逓信委員会 議録 第二十三号

昭和三十一年四月二十五日(木曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 松井 政吉君

理事小泉 純也君 理事竹内 俊吉君

理事橋本登美三郎君 理事廣瀬 正雄君

理事中田和郎君 理事森本 靖君

川崎末五郎君 上林山榮吉君

齋藤 憲三君 平野 三郎君

栗山 博君 佐々木更三君

杉山元治郎君 志村 茂治君

原 茂君

出席國務大臣

郵政大臣 平井 太郎君

出席政府委員

郵政事務官(大 松田 英一君

信監理官) 久保 威夫君

郵政事務官 (監察局長) 成松 馨君

郵政事務官(簡 易保險局長)

委員外の出席者

郵政事務官 (事務次官) 小野 吉郎君

郵政事務官(大臣 官房文書課長) 浅野 賢澄君

日本電信電話 公社副總裁 榎 勉君

専門員 吉田 弘苗君

四月二十三日

委員川崎末五郎君辞任につき、その補欠として小西寅松君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員小西寅松君辞任につき、その補欠として川崎末五郎君が議長の指名

で委員に選任された。

四月二十三日

有線放送電話に関する法律案(内閣提出第一五三三号)

同月十八日

山ノ口郵便局舎新築に関する請願

(伊東岩男君紹介)(第二八〇九号)

石見町に中継放送局設置に関する請願

(櫻内義雄君紹介)(第二八六〇号)

宮城野町に特定郵便局設置の請願

(愛知揆一君紹介)(第二八九六号)

港町に特定郵便局設置の請願(赤城宗徳君紹介)(第二八九七号)

の審査を本委員会に付託され。

本日(の)会議に付した案件

有線放送電話に関する法律案(内閣提出第一五三三号)

郵政事業に関する件

郵政監察に関する件

○松井委員長 これより会議を開きます。

有線放送電話に関する法律案を議題とし、審査を行います。まず政府当局より提案理由の説明を聴取いたします。平井郵政大臣。

有線放送電話に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、有線放送電話業務の適正な運営を図ることに

つて、有線電気通信に関する秩序

の確立に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「有線放送電話業務」とは、有線放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第三十五号)第二条に規定する有線放送(以下単に「有線放送」という)の業務を行うための有線電気通信設備及びこれに附置する送受話器その他の有線電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他これらの有線電気通信設備を他人の通信の用に供すること(有線放送たるものを除く)をいう。

2 この法律で「有線放送電話業務」とは、有線放送電話業務を提供する業務をいう。

第三条 有線放送電話業務を行おうとする者は、郵政大臣の許可を受けなければならない。

第四条 郵政大臣は、前条の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 その住民が社会的経済的に相互に比較的關係を有し、かつ、その相互間における電話による連絡が不便となつていて、地域を業務区域とするものであること。

二 その業務区域が同一の市町村

内にあること。

三 その業務及び当該有線放送の業務を営利を目的として行うものでないこと。

四 その業務を適確に遂行するに足る経理的基礎があること。

五 その業務の用に供する設備に

もつぱら通話の用に供するための線路がないこと。

六 その業務を行うことが公益上必要であり、かつ、適切であること。

(許可の有効期間)

第五条 第三条の許可の有効期間は、許可の日から起算して五年とする。

2 前項の期間は、その満了の際、第三条の許可を受けた者(以下「有線放送電話業者」という)の申請により、延長することができる。

3 前項の規定により延長する期間は、五年をこえることができない。ただし、再延長を妨げない。

(業務区域)

第六条 有線放送電話業者は、その業務区域外の場所にその業務の用に供する設備を設置し、これにより有線放送電話業務を提供してはならない。

2 有線放送電話業者は、その業務区域を拡張しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならない。

3 第四条の規定は、前項の許可に準用する。

(契約約款の届出)

第七条 有線放送電話業者は、有線放送電話業務の料金その他の提供条件及び当該有線放送の業務の利用条件について契約約款を定め、その実施前に郵政大臣に届け出なければならない。これを変更するときも、同様とする。

(線路)

第八条 有線放送電話業者は、もつぱら通話の用に供するための線路を設置してはならない。

(地位の承継)

第九条 有線放送電話業者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、有線放送電話業者の地位を承継する。

2 前項の規定により有線放送電話業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

(許可の取消)

第十条 郵政大臣は、有線放送電話業者が正当な理由がないのに、六月以内にその業務を開始せず、又は六月以上引き続きその業務を休止したときは、第三条の許可を取り消すことができる。

2 郵政大臣は、第六条第二項の許可を受けた有線放送電話業者が正当な理由がないのに、六月以内にその拡張した業務区域においてその業務を開始しないときは、同項

の許可を取り消すことができる。

3 郵政大臣は、有線放送電話業者がこの法律又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）の規定に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるときは、第三条の許可を取り消すことができる。

4 郵政大臣は、前三項の規定による許可の取消をしたときは、理由を記載した文書をその有線放送電話業者に送付しなければならない。

（報告）

第十一条 郵政大臣は、この法律の施行に必要な限度において、有線放送電話業者からその業務に関し報告を求めることができる。

（聴聞）

第十二条 郵政大臣は、第十条第一項から第三項までの規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（異議の申立）

第十三条 この法律の規定による郵政大臣の処分不服がある者は、その処分があつたことを知つた日から三十日以内に、その理由を記載した書面をもって、郵政大臣に

異議の申立をすることができる。

2 郵政大臣は、前項の異議の申立があつたときは、前条の例により公開による聴聞をした後、文書をもって決定をし、その写を異議の申立をした者に送付しなければならない。

（罰則）

第十四条 第八条の規定に違反して線路を設置した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第十五条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第七条又は第九条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

2 有線電気通信法の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

第九条の二 二以上の業務区域について有線放送電話に関する法律（昭和三十三年法律第号）第三条の許可を受けた者は、その一の業務区域内の有線放送電話業務（有線放送電話に関する法律第二条第二項に規定する有線放送電話業務をいう。以下同じ。）の用に供する設備と他の業務区域内の有線放送電話業務の用に供する設備とを相互に接続させてはならない。

は、その一の業務区域内の有線放送電話業務（有線放送電話に関する法律第二条第二項に規定する有線放送電話業務をいう。以下同じ。）の用に供する設備と他の業務区域内の有線放送電話業務の用に供する設備とを相互に接続させてはならない。

2 有線放送電話業務の用に供する設備と公社又は会社の設置する有線電気通信設備とは、相互に接続させてはならない。

3 前二項の規定は、前条第一項第一号又は第二号に掲げる場合は、適用しない。

第十条第一号中「前条第一項第一号」を「第九条第一項第一号」に改め、同条第二号中「前条第一項第三号」を「第九条第一項第三号」に改め、同条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 有線放送電話に関する法律第三条の許可を受けたところに従つて有線放送電話業務を行うとき。

第二十五条第三号中「第九条第一項」の下に「又は第九条の二第一項若しくは第二項」を加える。

○平井國務大臣 ただいま議題となりました有線放送電話に関する法律案について、提案理由の御説明を申し上げます。

近時農村等におきましては、通話装置を付置した有線放送設備による簡易な電話に関する需要が増加しつつありますが、現行の有線電気通信法の規定によりましては、その適正な規律が困難でありますので、有線放送設備を

利用して行う電話に関する業務をこの法律によつて許可することとし、その適正な運営をはかり、もつて有線電気通信に関する秩序の確立に資しようとするものであります。

この法律のおもな内容について申し上げます。有線放送電話業務を行おうとする者は、郵政大臣の許可を受けなければなりません。その許可の基準は、業務地域につきましては、同一の市町村内にあるものであつて、その住民が社会的、経済的に相互に比較的關係を有し、かつその相互間の電話連絡が不便な地域であること。業務を行う者の要件といたしましては、その業務を営利を目的としないものであつて、これを適確に遂行するに足りる能力を有するものであること。業務の用に供する設備につきましては、もつぱら通話の用に供するための線路がないものであること等であり、なお許可の有効期間は五年といたしておりますが、申請によつて延長することができるといたしております。

次に業務の運営等につきましては、業務区域外において役務を提供してはならないこと、その他業務区域拡張の許可、契約約款の届出等を規定いたしております。次に許可の取り消し、罰則等、本法の運用に必要な限度における規定を設けてありますが、許可の取り消し等郵政大臣の処分につきましては、聴聞及び異議の申し立ての制度を設けまして、処分の適正をはかるとともに、違法または不当な処分に対する救済をはかることといたしております。なお本法律の附則により、有線電気通信法の一部を改正いたすことにしておりますが、これは有線放送電話業務の用に供する有線電気通信設備と日本電信電話公社または国際電信電話株式会社の公衆電気通信設備との接続を禁止すること等であり、何とぞ十分御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

○松井委員長 本件の質疑は後日行うことにいたします。

○松井委員長 次に郵政事業に関する件、郵政監察に関する件について調査を進めます。発言の申し出がありますのでこれを許します。森本靖君。

○森本委員 この前理事会を通じまして資料を要求しておりましたので、一応当局の方では明らかであるかと思ひますので、質問をしたいと思ひます。

実はこれは私の選挙区でありますが高知県の犬崎という郵便局で外勤者の久原正隆という人が、昭和三十三年の一月二十一日の午後八時ごろ、保険の募集の途中におきまして転落死亡しておりますが、このことについての状況を一つ御説明願ひたいと思ひます。

○成松政府委員 ただいまのお話の件でございますが、その局員の所属いたしました郵便局の名称は高知県の犬崎局でございます。局長は山崎重喜という五十才歳になる人であり、職員といたしましては局長のほか十五名存在しております。死亡した本人は久原正隆という人でありまして、五十五才、勤続年数は十四年三月月になるわけでございます。その事故のため死亡した日といたしましては三十二年の一月二十一日午後八時前後と推定されておりますが、その死亡

当時の模様をいたしましては、三十二年度の保険募集が進行するためには、みんなでもう少しがんばらうではないかという申し合せをいたしまして、当日も久原君は主事と一緒に募集に出かけることになっておったのであります。が、たまたまその組になっておりまして主事の都合のために、本人だけ出かけていって、大崎局から約五キロくらい場所に行つたのであります。その帰りだと思われまして、たまたま仁淀川という川がございまして、その川に長さ五メートル、幅約二メートルくらいの橋がかかっておったわけでございますが、その橋には別に街灯もなく、その自転車にもランプがついてなかったのではないかと推定されますが、不幸にして墜落して死亡したというのが事実でございます。

○森本委員 本人がなくなられて非常にお気の毒だし、すでにこの人に対しては公務の補償がなされておりますので、その点についてはそれでけっこうであります。ただこういう場合に法的にはどういう解釈をしてやられるかという点です。たとえばこの人はかりに勤務時間が五時というところになっておるとするならば、八時ごろについては全然その公務についておられないというところになるわけでありまして、ただしそこそこその人の勤務時間というものを午後一時から午後九時なら九時までというところに当日しておけばそれは問題がないわけですが、超勤がなくても保険募集というものはあり得るものであります。その辺が私は非常に疑問に考えますので、その当時のその人の勤務時間というものはどういう形になっておるかというところをお聞きしておるわけです。

○成松政府委員 その当日における本人の勤務時間といたしましては、ただいま申し上げたような時間だったと推定されるのであります。保険募集につきましても、先生もよく御承知のように、夜間募集というところをなされた方が、本人も確信があつて夜間募集に出かけられたのではないかと思います。その前に、主事を中心としたしまして、本年度の成績をもっと向上させるために、一つ夜間募集に出かけようじゃないかというふうな相談をしたというところも、調査の結果はつきりしたのであります。最初は郵便局長として

は知らなかったようではありますが、後に至りましてその事実がわかり、従つて超過勤務をしたということを郵便局長としても確認したのではないかと、そのように考えております。

○森本委員 超過勤務を確認したというところでなしに、超勤はこの日ではないわけなんです。だから私が言つておるように、勤務時間を八時半からかりに五時までであるとするならば、それを当日は午後一時から八時半なら八時、九時なら九時までというように変えておるかどうかということをお聞きしておるわけです。なぜ私がこういうことをしつこく聞くかというところ、今後こういう夜間募集ということが非常に多いわけですから、そうなる場合、その人の補償というところを法的にどう考えるかというところで非常に重大であるから聞いているわけなんです。現実にはほとんど超過勤務を命ずるというところはあり得ないわけですから、そんなことをしておつたら超過勤務手当というものは全然足りぬわけですから、それをどういうふう

に法的に処置しておるかということをお聞きしておるからたしておるわけなんです。この日は超過勤務の命令はできないはずなんです。

○成松政府委員 お説の通り管理者側といったしましては、超過勤務を命じたというところでは、超過勤務を命じたというところでは、管理者側の立場において規則を定めておるわけでございます。そのことは、かりに超過勤務の実態があつた場合に、その実態ではないかと思うのであります。本人がそのように超過勤務をし、しかもまた非常に不幸な目にあつたというところから、この超過勤務について郵便局長として

しても承知をいたしたというように考へられるのであります。

○森本委員 それではあとからその郵便局長が超過勤務を命令した、こういうことですか。

○成松政府委員 命令したというような確実な意思表示をしたかどうかちよつと不明でございますが、超過勤務の実態をあとになって知つたであらうというところは事実のように考えられます。

○森本委員 私の聞いておるのは、超過勤務の実態を知るとか知らぬということじゃない。公務というものは、一応局長なら局長の命令によつて仕事をこなした際にそれは公務なんです。ところが局長がそれを命令するというところになれば、超過勤務を命令するなり、あるいはまた勤務時間を差し繰りてでなければこれは命令できないわけなんです。要するに夜間募集というのは、私的な命令をちよいちよい出してやつておられるので、こういう事故が起つた場合に法的に非常に疑義がある。現在これは非常に家族もたくさんおられて、まことに公の毒の方でありますので、公務災害にかかるといふことについてはむろん大賛成であります。だから、それをとやかく言うておるわけじゃないけれども、今後こういう問題が起きた場合に、それではかりにこれに反対する者が徹底的にこれを法的に追及していったときに、どう言ひのがれをするかというところを考へてもらいたい。今後こういう問題がいろいろ起ると思うのです。だから私はそのことをはっきりしておきたい。あなた

はさつき電報配達というふうに言われましたが、私の調査では電報配達を当

日やつておりません。郵便集配から五時ごろ帰つてきております。この人は郵便集配から五時ごろ帰つてきて、そこで仕事全部終つておるわけなんです。だから、そういう場合にこの法的な解釈というものをどう考へておるか。そこで郵政当局としては、この人が公務災害にかかつておるといふことについては、勤務時間の範囲内に入ることができるといふ、法的に何らかの処置をとつておるわけです。それはどういふふうにとつておるかということをお聞きしておるわけです。

○小野説明員 お答え申し上げます。当日の状況につきましては簡易保険局長からお答えいたしました通りでございます。まして、おそらく超過勤務を局長として命じたものではないと思ひます。主事その他との申し合せの関係で、事業に非常に熱心のため、進んでそういった勤務時間外に保険募集活動に従事しておつたと思ひます。これに對しましていよいよ公務災害、公務上の死亡というふうなことにいたしましたのは、勤務時間内、外によつて分れるわけではないのであります。内外を問はずいよいよ公務執行中にそういった不幸の目にあつた場合には、これは公務上の死亡、このように考えられて、本人にその辺非常に利益になるような取扱ひにいたしております。

○森本委員 そういうことになると、これはちよつとおかしいと思ひます。公務というものは一応当該局の局長に責任があると思ひます。それで自分勝手な夜の夜中に仕事をしても、やはりそれは公務になるのですか。そういう解釈はもつてのはかたと思ひます。そんなら自分が勝手にどこへで

も保険の募集に行くということになった場合、それはいつでも公務になるのですか。

○小野説明員 別段そういった行為を禁止した規定はございません。これが局長が超過勤務として命ずることに

きましては問題はあろうかと思うのでありますが、本人が進みましてそういった保険の募集に時間外に従事するということは、りっぱに公務として成立するわけでございまして、従ってそういうった時間外における本人の保険の活動におきまして募集に当りましたとの関係は、りっぱに公務上の契約として成立いたしますわけであります。今のような公務執行中のそういった不幸に対しましては、その事実に基づいて措置をいたしておるのであります。勤務時間内外ということによつては区別しておらないわけであります。

○森本委員 それは非常に重要なことですが、そういう解釈は法的の根拠はどこにありますか。——もう一ぺん聞きますが、それでは自分が寝ておつて、夜の夜中に思いついてあそこへ行けばとれると考えてさっそく起きていく、それも保険募集の場合にはやはり公務になるわけですね。

○小説説明員　その辺のところはおと
そ常識上の区別があらうかと思ひま
す。本人が当該の関係におきまして停
職募集に従事いたしましたのは、通常
の観念におきましても一般に行われて
おる例でございます。りっぱに公務
執行中の死亡、このように考えていい
のではないかと思います。

○森本委員 私は本人の問題をとやかく言っておるのではないのです。それでは公務の執行ということは常識で判

断するのですか。法的に公務の執行というこののはつきりした規定はないののですか。それならその人が勝手に、これは公務だ、これは公務でないということを常識によって判断する、そういう仕組みですか。

○成松政府委員　公務の範囲をどのよう
に認定するかという問題につきまし
ては、個々の具体的な場合について考
えてみなければいけない問題が多々あ
るうと思うのであります。しかし一応
公務と直結するような場合において、
もしそういう遭難というような点が
あった場合におきましては、公務と同
じようにと申しますか、公務と見てで
きるだけの処遇をしてあげたいという
のが私たちの考えであつたわけであり
ます。

○森本委員 私はそういうことを言っておるわけじゃないのです。私はこの処遇をしたことが悪いとは一べんも言っていない。私はこの処遇は非常にいいと考えている。ただしかしそういうことを言っても、ここは国会ですから、少くとも全国的にそういう問題については、ある一定の基準があるだろうとと思う。それがいいにもかかわらず、そのときときによってそれを判断する、

どうかこうするということではしめしがつかぬと思う。それではこういう場合にはこれが公務である、ないということの判断はだれがするのですか。

省の人事部へ持ってくる。これが事務的な手続になっているわけでございます。そして、事務的な認定については人事部長が一応事務的な決断を下し、上司に何うという形になると思います。

○森本委員 この公務の認定というも

のは最終的にはだれがやるのですか、法的には。

○成松政府委員 公務の認定については、法規その他からも、あるいは所屬局長の命令によつてその幅がきまってくる場合が多いと思うのですが、ただ保険募集の特性といたしましては、時間内の募集ばかりではなくて、時間外の募集というものも相当行われる場合もあり得るわけでございます。

て、その時間外の募集について、それをよしとしあるいは隠しとする判断については別の角度といたしても、そういうようなことによって、本人が事業のために非常に熱意を示してくれた結果、たまたま不幸なことがあったというような場合においては、そういう点を十分に考慮しまして、公務と見るか見ないかということについての判断をしてもいいと思います。

○森本委員　だから最終的に公務である、ないということの認定を下す者はだれですか。郵政省の責任者は……。

○成松政府委員　普通の観念といたしましては、公務の範圍は、法規あるい

はその者の任せられておる担務等によって、客観的にきまってくると思うのであります。が、個々の場合といたしまして、なかなかその辺の關係が微妙であつて、認定をしなければならぬといふ事態も発生してくると思います。そういう場合の認定につきましては、

災害との関係についていえば、先ほど申し上げましたように主管部としては人事部の方で取り扱っております。

○森本委員 いや、私の聞いておるのは、最終的にその人事部長なら人事部の――郵政局の人事部長ですか、それとも本省の人事部長ですか、その認定をする最高の責任者は。

○成松政府委員　公務によって死亡したという災害死につきましては、本省の人事部の通達その他によりまして、郵政局の人事部長が認定をいたす場合が多いと思います。

○森本委員　そうすると、これは当該局長の上申によって人事部長が認定をするわけですね。

○成松政府委員 問題の中心によるわけではありますが、たとえばいま具体的に問題となっておりますこの点について、果してこれを公務死と認めるかどうかという問題については、おそれなく本省の人事部から一定の基準が出ておると思いますが、松山郵政局の人事部長、あるいは松山郵政局長と申し上げ

○森本委員 それでは公務の範囲の認

○小野説明員 およそ公務の範囲は郵定の基準を示してもらいたい。常識の範囲内でやるということになるとちよつとまごつくと思いますので、その認定の基準を示してもらいたい。

便局長が認定いたします。さらにそういう事柄に付随いたしますいろいろな身分上の処置等の関係におきましては、そういう権限を持つておるところにおきまして、その郵便局長の認定が正しいかどうかを第二次的に審査いたします、こういうようなことに相なります。

○森本委員 その郵政省設置法にある郵政省の業務が公務であるということぐらひはわかっておるのです。そういうことを聞いておるわけではない。そういう業務をやった場合に、その業務を命令されないのに、従業員が勝手に自由意思によってやった場合もこれが公務になる、その公務になる場合は常識によって判断する、こう言われたと思う。そう簡単に当該局長の常識によって判断せられては困るので、その認定の基準があるならその基準を示してもらいたい、こういうことなんです。

○小野説明員　公務であるかどうかは、そういった郵政省設置法関係の解釈によつて出てくるわけであります。ただいまのそれが勤務時間内であるかどうか、局長としてそれを命じ得るものであるかどうか、こういう問題は別でありまして、ただいまとりましたような措置は、公務執行中の死亡であれば、それに対する応分の利益のある措置を講じておるわけでございまして、決して公務の勤務時間内と外とかでそういう区別が生ずるわけではございません。ただ公務執行中の死亡ということであれば、そのような利益のある措置がとれるわけであります。しかも保険集金のごときものは、その他ものにおきましても、必ずしも勤務

時間を離れては全然やってはいけ
ない、こういうふうな建前になってお
らないのでありまして、これは労働関係
上三六協定等がなければ、そういう超
過勤務を局長として命じ得ないとい
うことになっておるだけでありまして、
やってはいけないというような根拠は
ないわけでございます。

○森本委員 私が開いておるのは、そ
ういうところの業務について、一体ど
こまでが公務であるか、公務でないか
ということの判断を下す場合の一つの
基準があるだろう。その基準を一つ示
してもらいたい、こういうことで
す。

○成松政府委員 公務の基準と申しま
しても、結局個々の職務によって違
うわけでございますが、ただいま問題に
なりました保険関係だけについてい
え、いわゆる募集ということについて
考えてみますと、いろいろ皆から交付
された式紙、物品等を持っておると
か、その他まっすぐに局から出てど
そこへ行くといったようなことがはっ
きりわかっておるときには、それを一
応公務執行中と見ていいのではな
うかと考えております。

○森本委員 だからそういうのは一つ
の基準というものがあつたのですか、な
いのですか。なければいいいいの
です。あればあるということ……

○成松政府委員 一応同じような状態
であつても、非常に微妙な問題であ
りますので、こういうような場合につ
いては公務として考えてよろしいとい
う一応の基準はあると思ひます。

○森本委員 だからその基準を一つ示
してもらいたい。なお今ここになけれ
ばあつてその基準を資料として御提出

を願ひたい。

○成松政府委員 抽象的な、通達に類
似した基準は出ておると思ひますが、
その点なお詳細に調べてみたいと思
ひます。

○森本委員 私がなぜこれだけしつこ
く聞かかといふと、この局は昨年現在
の組合を脱退して第二組合へ入つて
おる。しかも当該局長がそれを属動し
てやつた局なんです。そういうことを
やるととたんに、この夜間募集を毎日
やらされておるといふのが現状なん
です。私はこの保険の募集といふこと
をそんなにやってはいかぬと言つたこ
とを、一ぺんもないし、また保険の募集は
事業の観点から大いに奨励すべきであ
ると考へる。しかしこういうふうな
ちやくちやに強制してやらすことはど
うかと思ひます。私はあつたでも予
算委員会において、こういう問題につ
いて、さらに保険の基本的なあり方に
ついて追及をしていきたいと思ひま
すから、この問題はきようはおき
ます。

そこでこういうようなところにな
ると、こういう場合に無理をしてでも
なるべく穩当に処置をする。ところが
うでない局については、今度は逆に全
然こういう恩典に浴さしめない、こ
ういふ例が今まで事実あるのです。そ
れで私は過去十何年間やってきたが、
そういう場合にこれをせひこういう恩典
に浴さしめるようにといふことを何回
も何回も交渉して、初めてその恩典に
浴さしめるといふことがしばしばあ
つたわけなんです。だからそういうところ
の不公平が出てくるのです。常識の判断
によるといふことになる、当該局長
の報告によつてほとんどなされる。同

じような仕事をしておつても、当該局
長のきらいな者はその恩典に浴さしめ
ない、当該局長の言う通り聞いてお
る者については常識の判断によつて恩典
に浴さしめる、こういう不公平が出る
おそれが多分にある。現に今まで出て
おるのです。だから私はどなたであ
ろうとこなたであらうと、そういう仕事
をした場合においてはそれを公務死に
して災害補償にかけてあげるといふこ
とは、同じ部内者としてもつともだ
と思ひます。そういう点が非常に心配
になるので、私はあえてこれを追及して
おるわけでありまして、それ以外に別
に他意はないわけなんです。常識の判断によ
つてそういう場合でも公務死としてや
れといふことを次官が言明をせられた
ので、そういうことならばそういうも
のを全従業員に、きらいであつても好
きであつても公平に当てはまるように
やつてもらいたいといふことが、この
問題における私の追及の趣旨でありま
す。なおその基準をあとから資料とし
て出していただきたらば、十分にま
した検討して質問をしたいと思ひま
す。それからなおこれは主事の方が局員を
集めて、何月何日から夜間募集をやる
といふことをきめてやつております
が、こういう山奥では事故になりがち
な点が相当多いのです。大崎という局
はほとんど山で、道もこのくらの道
りしかない、片一方はほとんど断崖絶壁
という道ばかりだ。こういうところ
とにかく夜間募集を十日も二十日も
やらされたのではかなり参つてしま
う。それでも局長も言うし、やむを得
ず——あるいは自分も行つたら若干手
当を取れるかもしれないからやりたい
といふこともあるかもしれないが、しか

半分は局長の強制的な意思によつてや
るを得ざるやうなものが、今の従業
員の実際の心情だろうと思ひます。
よ。それでもある程度事業のためとい
うことでやつておるのじゃないかと思
うのですが、ここで私は特に保険局長
からこの夜間募集の点について忠告を
してもらいたいのは、特にこういう交
通の不便な山間僻地等において夜間募
集をやるといふ場合には、こういう危
険性を十分に考へて、決して一人では
行かないように、これなんかも初めは
二人で行くといふことにはなつてお
たけれども、しまいに一人事故があ
つて一人で行つておる。こういう山
国で一人で行くといふことは非常に危
険です。しかもこれは現金を持ってい
くわけだから、そういうことを十分考
へて、もし夜間募集を自発的にやる
としても、それに対するところのこま
まとした注意を与えてやるということ
が親心だと思ひます。そういう点を保険局
長の方としては十分考へて、下部の方
に對してそういう面のこまかい指導を
していただきたいと思ひますがどう
ですか。

○成松政府委員 ただいまの御忠告ま
ことに当然のことと思ひます。近く私
どもの方でも保険部長会議を開きます
ので、夜間募集のあり方と申します
か、もし自発的にやるような場合であ
りまして、いろいろ注意すべき点等
については、よく保険部の方面でも指
導してもらいたい、このように考へて
おります。

○森本委員 それからこの保険募集に
ついて、電話の交換手あるいは為替貯
金の係が、山国において二十日も三十
日もみずから進んでその募集をやると

いうことは、現実問題としてどうい
うことか、これは上の局長の方から
見ておるとそういうことはあり得る
といひますが、実際局員としてはそんな
ことはあり得ない。私は十何年間お
つたのでありますが、進んで夜間募集
に行つたことは一ぺんもない。その他の
局員に聞いてみても、夜間募集に行く
といふことは絶対にない。(熱心でな
かつたんだ)と呼ぶ者あり。熱心でな
かつた橋本さんがやじられるけれど
も、下部の局員においてそういうこと
は絶対にあり得ないのです。保険募集
の専門員なら別ですが、実際問題にお
いて電話の交換手をやつて、一日宿直
をやつてあくる日の明けに夜間募集
をみずから進んでやるということとは
絶対にあり得ない。けれども、やいやい言
うからやむを得ず行かうといふ考へ方
が非常に多いのです。だからこの点
特に強制にわたらぬといふことを、あ
なたの方からもくれぐれよく忠告を
してもらいたいと思ひます。その点ど
うですか。

○成松政府委員 夜間募集の問題につ
きましては、先ほど申し上げました
ように公式的な問題としましては、組
合との話において三十六協定の解釈
をめぐる双方の見解の相違がありま
すので、管理者側としては夜間募集を
するよう強制はしないといふ話に
なつておる次第であります。従つてそ
の点については割合下部にも徹底して
おるのではないかと、このように考へて
おりますが、なおよく注意したいと思
ひます。

○森本委員 高知の問題についてはこ
の次に基準が来た場合に、私はほかの
例をあげてまだ質問したいと思ひ

ます。

次に、この前ちょっと質問をしかけてありました三重県青山郵便局の局長稲山嘉孝君ですが自殺をしております。これについては新聞でも報道されておりますし、いろいろ報道されておりますが、一応の経過はわかっておると思いますので、この経過を御説明願いたいと思います。

○成松政府委員 ただいまお話の件は三重県の青山局の問題でありまして、局長は竹田浩君、三十一才、局の現在員は局長のほか二十二人でございます。

そのうち外勤員は五名おるわけでございしますが、その五名のうちの稲山嘉孝君、二十三才でございますが、この人が三月一日に自殺したという通知を受けておるのであります。稲山君が自殺した原因等につきましては、いろいろ監察官の方でも調査をしてもらったのであります。本人が非常に保険募集の業績もなく、本年に入ってから一件も募集していないところから局長の注意を受けて、それを気にして

いたというような事実も認められますが、他にいろいろ事情があるのではないかと、果してどういふ原因から自殺したのかということについては、現在の段階では想像程度にとどまる結果になりました。はっきりした原因はわからなかつたようでございます。

○森本委員 この支部のいわゆる従業員関係の組合の方では、明らかにこれは保険募集の強制による自殺であるという態度をとっておるわけでありませう。それに対して、相当気にしておつたことは事実だけれども、それ以外の問題はわからない、こういうふうには

われておりますが、それ以外の問題と云うのはどういふ問題ですか。

○成松政府委員 なくなった本人のこゝとを申し上げることになりました。まことに悪いと思うのでありますが、いろいろ過去に——たとえば三十年でございまして、十日間ばかり無断で役所を欠勤したこともあるようでありませう。その当時、その原因は多分借財を気にしたものでなかつたかといつたような話もありませうし、また昨年の九月ごろでございましたが、今回自殺する際に使いましたプロパンを買つておつて、その日の暴動を母親から不審に思われて、その薬を母親から取り上げられた。あるいはまた本人は非常にマージャン等が好きでありまして、相当ためておつた金もそのためでございませうか、すっかり使つてしまつたといふようなこともありませうし、また遺書とははっきり申し上げかねますけれども、本人が死んだ際にまくら元に置いてあつた便せんに書いて破つてあつたかまゝあつたものにも、別に保険募集といふことはうたつてな

くて、むしろ他の事情によるのではなかつたかと思はれるような点が書きつけてあつたのでございませう。結局推量の範囲でございませうけれども、いろいろそういうような点で気にしている問題がほかにもあつたのではなかつたかといふ想像がされるわけでございます。

○森本委員 そこでそれは具体的に聞きたいと思いますが、この局長は、今年令はわかりましたが、勤続年数はどのくらいになりますか。

んが、私の聞いたところでは、二十四、五でございませうか割に若いときになつて、現在でも若いのでございませうが、少くとも七、八年くらいになつておるのじやないかと思ひます。

○森本委員 私の方の調査では、あなただの今言われた遺書ですか、そういうものも全部あるわけですか。そこで順序を追つて聞いていきますが、この人が自殺されたのが本年の三月一日、そこで二月の十八日に、この局長から本人に対して、二月の末までの間に五十万円の保険募集を行へ、そういうこと

でこの局長に保険募集見込み調査という誓約書みたいなものをとられておりますがその事実を御存じですか。

○成松政府委員 本年当初の出発といひましては、当該局におきましては、前年と同じように個人別の割当はしなかつたようでありましたが、二月の十八日ごろでございましたが、今月中に各人にどのくらい達成できる見込みがあるかといふことを書かしたといふことについては、監察官の報告によつても承知いたしております。

○森本委員 こういう保険募集見込み調査といふ誓約書をとることは、これは一種の強制じやないのですか。

○成松政府委員 この表題の上で誓約書といたつていたかどうか存じませんが、仕事をやる場合に、その中途の段階において、大体今後どのくらいできるであろうかといふことを本人からとるといふことは、必ずしも強制といふふうには考えられないと思ひのであります。

○森本委員 そういうことをあなた言うから、保険募集といふことについてもめてくると思ひのです。それは簡単

に何はやるかといふことでしたら、そんな文書にしてとらなくてもいいのです。口頭で聞けばいい。それをわざわざ誓約書に刷つて、そして判までつけて出すといふことは、そういうことではないのですか。

○成松政府委員 中途の段階においてどのくらいできるかといふ、聞き方といたしましては、いろいろあると思うのでございませう。たまたまその局では本人から書かしたようでございます。ただその際に判を押した者もあり、押さない者もあり、あるいはまた当日自分ではまだ見当がつかぬからといつて出さなかつた者もあるように聞いております。まして、その際におきましては、私も強制といふように考える必要はないのではなかつたかと考えております。

ことに前年は、当該局といたしましては、個人別の割当をやつていなかったし、本年に入りまして、当初の動き方としては個人別の割当はやつてなく、ただ中途になつてどのくらい今後できるであろうかといふ本人の見込みを聞いたといふようなことでございませうし、また監察官の報告書におきましても、本人は二月末までに五十万円、これは保険金でございませうが、五十万円くらいやりたいといふものを出したのに対して、ほんとうにそんなにできるかといふことまで言われていたような点から見まして、必ずしも強制的な意思があつたものとは考えられませう。

○森本委員 大体本人から何はとれるといふことを調査として、しかも誓約書的に出すといふようなことが強制的でないと云はれますが、この局長は大体部外になつた局長で、しかも二

十一才という若さで、先祖代々親譲りの局長であつて、郵政内部の経験は今までないという、特定局長の任用で一番被害の多い任命の仕方をしてゐるわけでありませう。しかも二十何名という集配局に対して、二十一年の局長が十年前にでき上つておる。そういうところの局長であるから、平生は非常にこの局長が独裁的であつて、この主事が勤続年数三十年にも達するような主事であるにもかかわらず、それに対してちよつとしたことで訓示する場合で

も、二時間も自分の机の前に立たせて説教をするといふような例が多々出てきてゐるわけですか。そういうことで、この局長の前に行つて説教をされるときは二時間から三時間くらい大にやられたといふのが、私の方の報告には載つておる。そういうふうな平生の言動からすると、いわゆる今言つたように募集見込み誓約書ですか、そういうものをとるといふことは、これはちよつと行き過ぎじやないのですか。

○成松政府委員 年度の途中においてどのくらいできるかといふことを聞くのは、私かなりあることだと思ひのであります。それを本人に言わして自分でもメモをとるか、あるいは本人に書いてもらふかといふことは方法論の問題ではなかつたか、こう思ふのでありませうが、本人の意思としても、そんな強制する意思はなかつたのじやないか、このように考えております。現実にはそのときにほかの者も目標額と申しませうか、自分がどのくらいできるであろうかといふ数字を出しておりますが、実際はそれ以上できておる人もあつたやうなわけでありまして、これについて、これが少いか多いとかいふやうな査

十一才という若さで、先祖代々親譲りの局長であつて、郵政内部の経験は今までないという、特定局長の任用で一番被害の多い任命の仕方をしてゐるわけでありませう。しかも二十何名という集配局に対して、二十一年の局長が十年前にでき上つておる。そういうところの局長であるから、平生は非常にこの局長が独裁的であつて、この主事が勤続年数三十年にも達するような主事であるにもかかわらず、それに対してちよつとしたことで訓示する場合で

も、二時間も自分の机の前に立たせて説教をするといふような例が多々出てきてゐるわけですか。そういうことで、この局長の前に行つて説教をされるときは二時間から三時間くらい大にやられたといふのが、私の方の報告には載つておる。そういうふうな平生の言動からすると、いわゆる今言つたように募集見込み誓約書ですか、そういうものをとるといふことは、これはちよつと行き過ぎじやないのですか。

○成松政府委員 年度の途中においてどのくらいできるかといふことを聞くのは、私かなりあることだと思ひのであります。それを本人に言わして自分でもメモをとるか、あるいは本人に書いてもらふかといふことは方法論の問題ではなかつたか、こう思ふのでありませうが、本人の意思としても、そんな強制する意思はなかつたのじやないか、このように考えております。現実にはそのときにほかの者も目標額と申しませうか、自分がどのくらいできるであろうかといふ数字を出しておりますが、実際はそれ以上できておる人もあつたやうなわけでありまして、これについて、これが少いか多いとかいふやうな査

十一才という若さで、先祖代々親譲りの局長であつて、郵政内部の経験は今までないという、特定局長の任用で一番被害の多い任命の仕方をしてゐるわけでありませう。しかも二十何名という集配局に対して、二十一年の局長が十年前にでき上つておる。そういうところの局長であるから、平生は非常にこの局長が独裁的であつて、この主事が勤続年数三十年にも達するような主事であるにもかかわらず、それに対してちよつとしたことで訓示する場合で

も、二時間も自分の机の前に立たせて説教をするといふような例が多々出てきてゐるわけですか。そういうことで、この局長の前に行つて説教をされるときは二時間から三時間くらい大にやられたといふのが、私の方の報告には載つておる。そういうふうな平生の言動からすると、いわゆる今言つたように募集見込み誓約書ですか、そういうものをとるといふことは、これはちよつと行き過ぎじやないのですか。

○成松政府委員 年度の途中においてどのくらいできるかといふことを聞くのは、私かなりあることだと思ひのであります。それを本人に言わして自分でもメモをとるか、あるいは本人に書いてもらふかといふことは方法論の問題ではなかつたか、こう思ふのでありませうが、本人の意思としても、そんな強制する意思はなかつたのじやないか、このように考えております。現実にはそのときにほかの者も目標額と申しませうか、自分がどのくらいできるであろうかといふ数字を出しておりますが、実際はそれ以上できておる人もあつたやうなわけでありまして、これについて、これが少いか多いとかいふやうな査

十一才という若さで、先祖代々親譲りの局長であつて、郵政内部の経験は今までないという、特定局長の任用で一番被害の多い任命の仕方をしてゐるわけでありませう。しかも二十何名という集配局に対して、二十一年の局長が十年前にでき上つておる。そういうところの局長であるから、平生は非常にこの局長が独裁的であつて、この主事が勤続年数三十年にも達するような主事であるにもかかわらず、それに対してちよつとしたことで訓示する場合で

も、二時間も自分の机の前に立たせて説教をするといふような例が多々出てきてゐるわけですか。そういうことで、この局長の前に行つて説教をされるときは二時間から三時間くらい大にやられたといふのが、私の方の報告には載つておる。そういうふうな平生の言動からすると、いわゆる今言つたように募集見込み誓約書ですか、そういうものをとるといふことは、これはちよつと行き過ぎじやないのですか。

定をしておるような様子もございませ
ないので、強制というふうには認められ
ないと思うのであります。ただ、ただ
いま御指摘のように、その局長が若く
してなつたと申しまして、すでに教
年もしくは十年近くもなつておるので
ございまして、その間に局長としての
訓練も相当積んできたらうとは思わ
れるのであります。私どもの聞いた
範囲におきましても、多少言葉づかい
その他において、あとから見れば氣を
つける点があるいはあつたのかもし
れないという感想は受ける次第でござ
います。

○上林山委員 本問題は、森本君が今
御質問になつておるのでございま
す。局長の説明を聞きますと、大体了
承できますが、どうも答弁の中に、そ
うじゃないだらうかと思ひますとい
うようなことがあるので、そういうこ
とではかえつて将来の運営に私は影
響を及ぼすものだ、こう思う立場から
う少し関連してお尋ねしたいと思ひ
ますが、たとえば保険局長が各郵政局
なり、郵政局がまた各普通局ないしは特
定局なりに具体的に割当をし、さらに
その局長がまた具体的に割当をされ
やれと、こういう意味のものでは全然
いふに考へるのだが、そういうふう
に報告を受け、あるいは調査をされて
いるかどうか。それから同時にもう一
つは、その局においてばらばらであ
る。今の御報告を聞けば、判を押し
て出したのもあれば出さぬものもある、
あるいは全然そういうものを出さない
ものもあつた、こういうのであつて、何
も積極的に具体的に強制をしたもの
は、全然今の報告を聞けばわかれは
考へない。こういうものはもう少し明

瞭に——これは全国の保険募集に影響
を及ぼす問題なんです。士氣に關する
問題なんです。だから途中において、
あるいは初頭において、あなたはどのく
らいできるのだ、自分の見込を審いて
くれると、事業経営上非常に重要な参
考になるのだ、それができいい場合は本
省として、あるいはその当該局におい
て何かできるような促進策を考へるの
だ、そういうような資料にもなつてい
くわけなのであつて、これは狭く物事
を考へないで、もう少しはつきりと、
局長はこうであつたであらうと察せら
れるとか、こうであらうと察せら
れるとか、こういうふうな調査が不十分
であればやむを得ないが、何となく受
ける印象がはつきりしない。これは全
国の保険募集の士氣に關する大事な問
題なんです。この点は一つ関連質問と
して私はもう一べん御答弁願ひして
おきたいと思ひます。ちつとも私は強
制されていなく思つてゐるのです。

○成松政府委員 最初に募集目標を打
ち立てます場合には、いろいろ地方の
郵政局の外務課長、保険部長等を招集
いたしまして、大体これくらいやりた
いと思ふがどうであらうかという相談
をいたしまして、保険料目標、保険金
目標を設定いたします。それを当該郵
政局では各局に割り振る場合に、一定
の基準、区内の人口構成とか、経済力
あるいは外務員の数等を参照して各局
別にきめます。各局別にきめたものを
個人別にきめるかどうかという問題に
つきましては、当該局の事情等もあり
まして、局長の自主性によつてやらせ
るわけにございまして、現実の問題と
いたしましては、局長がその局員と相
談をして、これは個人的に非常に能力

差のあるものでございましてから相談を
して、個人別の目標をきめることも
ありましようし、それから小さな局で
は個人別の目標を立てないで、自分の
ところの局の目標をもととして、しつ
かりやつてくれという事で出発する
ところもございまして。この局におきま
しては、昨年度におきましては個人別
の目標を立てないで、実績は目標以上
に到達いたしております。本年度にお
きましては、当初におきましては個人
別の目標を立てておりました。たまた
まどお話のございました二月十八日
でございまして、各人別に二月中どの
くらいできるかという見通しを出して
ほしいというのを、主事を通して申
しまして、主事から各人別に調書を出
してもらつたのでございまして、その
つかつかつたものがあり、またその日
は自分としてはまだ見通しがつかない
が、あとから見通しをつけて出した、
こういうものがあるものでございませ
う。

○上林山委員 なおたまたま問題に
なつております局員の不幸な死とい
いますか、そういう問題が保険募集に
關連しているという方が強いのか、私
はそういうふうには受け取れないのだ
が、その原因の方がウェットが強い
のではないか。今局長の説明を聞か
すと、マジヤンが非常に好きだとい
ふか、あるいは借財が相当多かった
か、あるいは借財が相当多かったと
か、その他遺書めいたものもこれに
關連して書いておつたとか、そういう
ようなことを聞きますと、私どもの常
識では、これはもう少し調べてみない
ければわからぬ点もあるか、わからぬ
けれども、率直に常識的に考へると、
そういう方面のウェットが強いように

思つたのだが、一つありのままを委員
会であらうとどこであらうと、私は率
直に述べることが、事件の真相
をきわめる上においていいのではない
かと、こう思ふのですが、どちらにウ
ェットがあると、今までの報告を主
としてお考へになつてゐるか、監警局
からでも、あるいは保険局長からでも
けつこうでございまして、お答へ願
つておきたいと思ふのです。

○成松政府委員 この人は四月の初め
ごろ結婚をする予定になつておつた
うであります。そういうような境遇の
人が自殺というやうなことをするため
には、よほど深刻な何か悩みがなけ
ればならない、こう考へるのであり
ます。いろいろ監察の方で調べてみま
した結果、本人は無口でおとなしい性
格であり、ほかの外務員諸君が保険
募集をやつておるに比べて、自分は
一件もつておらぬ、そういう点で、本
人自身として保険募集ができないとい
うことを相当苦にしておつたことは事
実であらうと思ふのでありますが、先
ほど述べましたやうな点から綴つた
しまして、これも死人に口なしと申し
ますが、非常に悪い言葉でございま
すが、はつきりしたことはわからない
と言つた方が穏当だらうと思ふのであ
ります。客観的な条件から想像されま
すときには、そういう保険募集だけが
原因ではなくて、ほかにも本人と
しては人の知らない悩みがあつたの
ではなからうか、この方が強いのでは
ないだらうかと私は考へます。

○森本委員 ですからそういうことにな
るならば、一応これは郵政省としても
責任があるのじゃないですか。組合側
としてはやはりそういうふうなことで
死んだことは残念であると言つてお
る。いろいろの問題についてやはり總
合的に自殺をしたのじゃないかと言
われるけれども、それではそのいろい
ろの問題というのはどういふことで
か、それを一つ一つ説明して下さい。

○成松政府委員 結局本人の氣持に
なつてみないとわからないと思ふので
ございまして、先ほど申し上げました
やうに昨午十時間ばかり行方不明に
なつたのも、結局は借財がもとにな
つたといふふうには調査されておる
し、昨午帰宅後非常に憂うつな顔
をして外へ出て薬屋に行つたのを母親
が見ておりました、不思議に思つて尾
行して、プロバリンを買つたのを取り
上げておつたといふやうな点から、そ
うにも想像されます。それから今
回の、遺書とまで言えるかどうか存
じませんが、まづ元にあつたメモ等
から見ても、そういう保険募集の問題に
は必ずしも触れてなかつた、こういう
点が先ほど申し上げましたいろいろな条
件といふことでございまして、(了承了
承)と呼ぶ者あり

死んでおるわけですから、これは非常に重大な問題です。その死人のことについてあばいておるわけじゃない。局長がそういうことをやったから死んだというのをわれわれは感知しておるから聞いておる。重大な問題だから私に聞いておる。それで、その他の問題がいろいろあるならば、その問題を明確にしてみたい。その問題は借財のことだと言うが、借財だと言うなら、借財がどのくらいあったか、そこまで言っておくなら故人の汚名をそぐことになる。だから借財があったというのなら、その借財は一体どのくらいあって、どこから借りておったか、そのことを一つ説明を願いたい。

○成松政府委員 一昨年無断で欠勤をしました場合には、借財が十万円くらいあったという報告を受けております。当人は十数万円も貯金を持っていったのでありますが、マージャンにこつたりなんかいたしまして、その金が無くなっておるといふようなことを聞いておりますが、しからば現実に現在どのくらいまで借財が残っておるかという問題につきましては、今のところ監察官の調査ではその金額を明確にするところまではいっていないようにございます。

○森本委員 そこで私が調べたところでは、借財はほとんどない。その借財の十万円というのは自分の貯金をおろして、その十日間の間にマージャンが好きだったのでマージャン屋で使った、従って現在借財はない、こういうことになっているのです。私の調査ではその辺が違ふので聞いたのです。あなたの方ではその借財が十万円

程度であつた、こういうことです。もう一ぺん私の方では調べてみますが……

○成松政府委員 一昨年無断欠勤しましたときには十万円ぐらゐ借財があつて、それを後に自分の貯金から支払つておるといふふうに私も聞いております。

○森本委員 本人はだからその借財については別に気にしていなかった、借財というよりは、本人はその貯金を十万円おろして支払つて全然気にしていなかったというのであります。もう一つこれで非常に残念なのは、この人が自殺をする直前に局長から五十万円やれ、五十万円が一つもできておらぬじゃないかといつて叱責されて、本人は非常にしよげ返つておつた、非常にこれについて弱り切つておつたということに付近の者が証言しておつた。それから数日して死んでおる。どうしてそれが原因になつておるのか、どうして借財がどうのこうの、特にひどいのは当該局長が本人に対して、この人は身体的な障害があつたから死んだんだらう、こういう勝手なことを言つておることですが、そのことについてはお調べになりましたか。

○成松政府委員 私どもとしましては、それは強制募集であつたかどうかという点にポイントを置いて調べておりました。身体障害がどうのこうのというところまでは監察官としては調査をいたしておりません。

○森本委員 その内容はともあれ、当人がこの保険募集というのを相当苦にしておつたといふことは事実なんだ。これはどなたも否定できない。た

だそれが自殺の大半の原因であつたかどうかといふことについては、死んだ方でありまのでわからぬ。わからぬが、それも相当の理由であるといふことは事実なんです。ところがその事実を隠蔽せんがために、借財がどうのこうの、あるいはその人の身体障害がどうのこうのといふことを大きく宣伝するから、片方の組合の諸君は怒るのですよ。当該局長ははつきり新聞記者にそういうことを言つておる。そういう故人を侮辱するようなことを言つておるから憤慨するわけです。だからその争点がどこにあるかといふことをあなたの方でも十分お考えを願いたいと思う。

○橋本(登)委員 ちょっとそれに関連して。ただいまの森本委員からの質疑応答を聞いておりましたが、いづれにせよ事は人命に関する問題であります。皆さんは非常に多い人を使つておるのですから、その間そういう自殺や死亡等についても、一つの理由ではなくて、たくさん原因が総合されてそういう結果になることが多いだろうと思ふのです。その人が何か公金を費消したり、あるいは刑事上に問われるような原因があつて自殺をした、こういうことであつたならば、原因が明確でありますから、その点は問題はありません。いまが、いわゆる神経衰弱とかあるいは病氣とかいふ場合になりますと、たとえば身体上の障害が原因であつても、それらによつて来た原因が幾多ある場合があると思ふます。すなわち職務上の勤務の問題でも、今申ししたような保険募集の問題等いろいろあると思ふます。そういうことがありますから、一つ大臣から御言明願ひたいの

ですが、これらの問題につきまして、とにかく自分の使つておる子供たちや従業員各位にそうした問題が起きた場合には、常に最善のあたたい気持ちを保持して、その人の死後の処理を扱つてやる、そういう方針においては変りはない。かつまたそれらの者が組合員であつたらうと組合員でなかつたらうと、あるいは第一組合といふものと、全連であつたらうと第二組合であつたらうと、そういうものには区別なく、自分の従業員であるという建前から、最善の有利な立場をもつて解決してやる。その方針は従来も堅持し、将来ともに変らないものである、こういう点を言明せられて対処せられるならば、森本委員の質疑といふものは十分に理解せられるだろうと思ふのです。その点大臣からあらためて御説明を願ひたい。

○森本委員 その前に……何かまだ誤解をしておるようでありますので、ちよつと言つておきますが、これははつきり毎日新聞にも載つておるわけですから、当該局長が身体障害とか神経衰弱とかいふことを言つておるわけですから、ここに問題がある。しかも稲山君は満足な結婚生活ができないからだであり、結婚を前にしてこれを苦にして自殺した人だ、こういうことを当該局長が談話として新聞記者に言つておる。これは相手方を非常に侮辱したものである。しかもこの人にはちゃんとした婚約者がおる。これは家族にしても、その婚約者にしても、そんなことを言われて黙つておれるものじゃない。そういうことを言つておるので非常に憤慨をしておるわけですよ。だから保険募集といふことによつて、これを苦にしてなくなつたといふことも、これ

はいなめない事実であるけれども、そのことよりもこの局長のつた態度に對して、従業員は死人にむちを打つものであるといふので非常に憤慨をしておるといふこと、その争点といふものをよくわきまえないと、この解決をつけるのになかなかつけない。その点を十分考えてやつてもらいたい、こういうことですから、その点はいつ誤解のないように。

○平井国務大臣 橋本先生と森本先生のお話を伺つて、本件はまことに氣の毒な事件でございます。いろいろな立場から考え、またいろいろな方面に思いを寄せられることは當然のことでございます。しかしながら今ここでいろいろ死者に對する論議では、むしろ仏の靈に對しても冒瀆するといふような事柄にも相ならうかと存じ上げるので、郵政省といひましては、この問題につきましては十分研究をいたし、調査もいたし、死者に對しましては最善の方法をもつて、今後親心という氣持を本件には十分適用いたしまして善処したいといふふう存じておりますので、どうか本件についてはよろしく御了解を願ひたいと思ひます。

○松井委員長 他に質疑はありませんか。——他に質疑がなければ、次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四分散会